

マージン率等の情報提供について

① 令和6年6月1日付け 派遣労働者数

10人

② 令和4年6月1日付け 派遣先事業所数(実数)

3事業所

③ 令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

31,490円(8時間 プログラマー)

④ 令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

18,696円(8時間 プログラマー)

⑤ 令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日) マージン率

40.6%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※マージンには派遣社員の通勤費、社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれます。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和 7年 3月 31日)

締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

| 訓練種別 | 対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など | 訓練方法 OJT・OFF-JT | 訓練費用負担額 無償・有償 | 賃金支給 有給・無給 |
|-----------|------------------------------|--------------------|------------------|---------------|
| 新規採用者研修 | 雇入時 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| プログラミング研修 | 派遣中 | OJT | 無償 | 有給 |
| ビジネススキル研修 | 派遣中 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| リーダースキル研修 | 派遣中 | OFF-JT | 無償 | 有給 |

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 経営管理部 電話番号 082-256-0320

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

特になし

事業所名 株式会社TSSソフトウェア
許可番号 派34-140028